業務及び財産の状況に関する説明書類

2024 年 6 月 30 日現在

2024 年 8 月 31 日作成

桜橋監査法人

大阪市北区梅田 2 丁目 1 番 3 号

代表社員　　川崎　　健一

一　業務の概況に関する事項

１．監査法人の目的及び沿革

目的…

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
3. 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

沿革…

2007 年 11 月 6 日　　設立

現在に至る。

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は、無限責任監査法人です。

３．業務の概要に関する事項

(1) 業務概要

当法人は、財務書類の監査又は証明の業務、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行っております。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及びそれぞれの大会社等の数は下記(3)に記載しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務

2024 年 6 月 30 日現在
（会計年度末日）

区分	対象会社等数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	11 社	11 社
② 金商法監査	－社	－社
③ 会社法監査	－社	－社
④ 学校法人監査	－社	－社
⑤ 労働組合監査	－社	－社
⑥ その他の法定監査	－社	－社
⑦ その他の任意監査	10 社	－社
計	21 社	11 社

(4) 非監査証明業務

区分	対象会社数
大会社等	2 社
その他の会社等	6 社
計	8 社

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は『クライアントとともに、前向きにビジネスを展開する』地域密着型の監査法人を目指し、高品質で信頼できる会計監査業務を通じて、社会インフラに貢献していくことを経営の基本方針としています。

② 法令遵守に関する措置

当監査法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程の他、職業倫理・独立性、監査業務の実施、審査等に係る細則、様式等を整備し運用しております。

③ その他

該当事項はございません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

監査の品質管理規程において、当監査法人及び専門要員は、職業倫理に関する規定及び倫理規則に定める各基本原則を遵守しなければならない旨を定めています。独立性の確保においては、日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストを使用し、独立性の確保の確認を定期的に実施しております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適正、能力、及び人的資源、独立性の確保が出来ているかを、定量、定性判断をするための様式に従って判断し、社員会にて承認を行っております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定については、「事務所全体の品質管理」、「個別監査業務の品質管理」、「知識・能力」、「審査」、「経営意識」、「経営意識」の指標にと基づく評価を行うこととしており、評価結果に基づき決定しています。

イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

年複数回の事務所主催研修により監査の品質管理に関する研修を開催するとともに、事務所で選定した e-leaning 教材の受講を半期ごとに全専門職員に必須受講研修として要求し、CPD 履修義務者たる正会員は非常勤勤務者含め、全員に履修情報開示先法人登録を実施し、その履修状況を監査法人向け履修結果通知書出力機能で確認、申請期限前に未受講者に対するリマインドを実施する運用としております。事務所主催研修には、法定監査従事者としての必須研修項目に加えて、情報セキュリティ、インサイダー取引規制等の研修も実施しております。

ウ．その他

該当事項はございません。

④ 業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する専門的な見解の問合せとの方針及び手続きを、専門的な項目毎に内外の担当者を定め、問合わせ及び、到達した結論及びその対処について文書化することとしております。

イ．監査上の判断の相違の解決

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない旨を定めています。監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を当事者間で解決することが困難な場合には、社員会で検討することとしています。

ウ．監査証明業務に係る審査

社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている一部の監査業務を除き、全ての監査業務を審査の対象とし、社員会で、監査業務ごとに審査担当社員を選任してい

ます。審査においては関連する様式を整備し、重要な項目ごとに監査責任者及び審査担当社員が確認（サイン）することとしています。また審査は、監査計画から 意見表明まで、監査期間を通して実施することとしています。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況
監査調書の正本を紙面で作成しているが、最終的な整理時にチェックリストによる完了確認を実施、完了後の監査調書は品質管理責任者の管理下で、調書整理完了後遅滞なく調書を外部倉庫に送付し、調書管理シートを作成し、入出庫履歴を残しております。

オ．その他
該当事項はございません。

⑤ 業務の品質の管理の方針の監視に関する措置
業務の品質の管理の監視の手続と評価は、各種の様式（チェクリスト等）を用いて品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。インサイダー取引規制等の関連する法令の遵守についてのモニタリング等も毎期実施しております。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置
品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を社員会で選任し、法人代表者が、当法人の品質管理するシステムに関する最終的な責任を負っております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
当法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員はおりません。監査証明業務に関して、監査責任者（すべて公認会計士である社員）による意見形成の過程を文書化しており、また、意見表明のための審査表において、重要項目ごとに、 監査責任者及び審査担当社員（いずれも公認会計士である社員）による確認（サイン）を要求し、不当な影響を及ぼすことのないように留意しております。

(4) 直近において法第 46 条の９の２第 1 項の規定による協会の調査を受けた年月
2021 年 12 月（通常レビュー）

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
品質管理責任者が適正であることを確認、社員会へ報告しております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の４又は第 34 条の 34

の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はございません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はございません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はございません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はございません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はございません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はございません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はございません。

二　社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
７人	－人	７人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定	７人	－人	７人

三　事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
（主） 桜橋 監査法人	大阪市北区梅田 2 丁目 1 番 3 号	７人	－人	７人	8 人

四　監査法人の組織の概要

組織図を参照

五　財産の概況

１．売上高の総額

（単位：千円）

	第 16 期 2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日	第 17 期 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	281,850	306,600
非監査証明業務	18,000	34,295

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であり、添付義務はないため省略しております。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であり、添付義務はないため省略しております。

４．供託金の額

該当事項はございません。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はございません。

六　被監査会社等（大会社等に限る）の名称

１．金商法・会社法監査

株式会社グルメ杵屋
株式会社アドバンスクリエイト
株式会社 JB イレブン
株式会社ユニバーサル園芸社
株式会社ナガオカ
ムラキ株式会社
株式会社 EM システムズ
日本 PC サービス株式会社
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
株式会社ヒガシトゥエンティワン
株式会社ダイケン

以上

桜橋監査法人　組織図

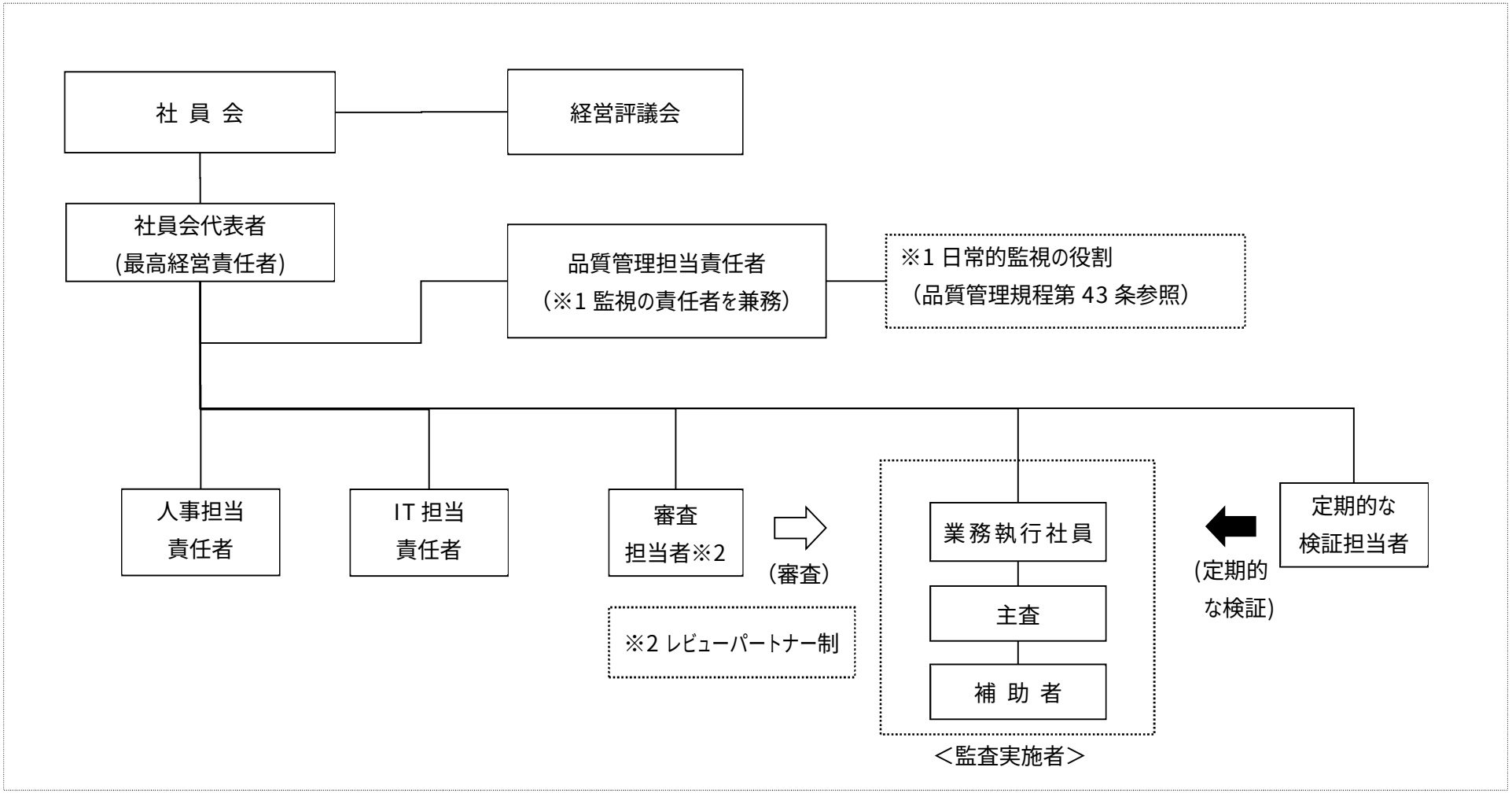
社 員 会
経営評議会
社員会代表者
(最高経営責任者)
品質管理担当責任者
（※1 監視の責任者を兼務）
※1 日常的監視の役割
（品質管理規程第 43 条参照）
人事担当
責任者
IT 担当
責任者
審査
担当者※2
（審査）
※2 レビューパートナー制
業務執行社員
主査
補 助 者
＜監査実施者＞
(定期的
な検証)
定期的な
検証担当者